

## 職員の懲戒処分の基準

平成12年8月22日市長決裁  
改正 平成17年4月26日市長決裁  
平成18年9月22日市長決裁  
平成19年3月9日市長決裁  
平成19年12月14日市長決裁  
平成20年5月30日市長決裁  
平成21年12月1日市長決裁  
平成29年3月7日市長決裁  
令和2年6月26日市長決裁

### 1 目的

この基準は、違反行為、交通事故等を起こした職員に対し、懲戒処分を行う場合の基準を定めることを目的とする。

### 2 基本的事項

この基準は、代表的な事例を選び、それぞれにおける標準的な懲戒処分の種類を掲げたものであり、具体的な処分量定の決定に当たっては、

- ① 違反行為等の動機、態様、司法の動向及び被害の大きさ（金銭的多寡に限らない）
- ② 故意又は過失の度合い
- ③ 違反行為等を行った職員の職責
- ④ 本市及び社会に与える影響の度合い
- ⑤ 違反行為等の後の対応（反省、誠意の度合い）
- ⑥ 過去の違反行為歴

などのほか、適宜、日頃の勤務態度等を含め総合的に判断するものとする。ただし、事案の内容によっては、標準例に掲げる処分の種類以外とすることもあり得るものとする。例えば、標準例に掲げる処分の種類より重いものとすることが考えられる場合として、

- ① 違反行為等の動機若しくは態様が極めて悪質であるとき又は違反行為等の結果が極めて重大であるとき
- ② 違反行為等を行った職員が管理又は監督の地位にあるなどその職責が特に高いとき
- ③ 違反行為等の公務内外に及ぼす影響が特に大きいとき
- ④ 過去に類似の違反行為等を行ったことを理由として懲戒処分を受けたことがあるとき
- ⑤ 処分の対象となり得る複数の異なる違反行為等を行っていたとき

がある。また、例えば、標準例に掲げる処分の種類より軽いものとすることが考えられる場合として、

- ① 職員が自らの違反行為等が発覚する前に自主的に申し出たとき
- ② 違反行為等を行うに至った経緯その他の情状に特に酌量すべきものがあると認められるときがある。

なお、この基準に掲げられない違反行為等についても、懲戒処分の対象となり得るものであり、この基準に掲げる取扱いを参考としつつ判断するものとする。

### 3 懲戒処分の種類

地方公務員法第29条に規定する懲戒  
(免職・停職・減給・戒告)

### 4 懲戒処分の標準例

#### ① 違反行為等(ただし②、③を除く)

	違反行為	懲戒処分の種類
1	関係業者等から金銭又は物品の贈与を受けること。	免職、停職、減給又は戒告
2	関係業者等から不動産の贈与を受けること。	免職又は停職
3	関係業者等から金銭の貸し付けを受けること。	減給又は戒告
4	関係業者等から又は関係業者等の負担により、無償で物品の貸付けを受けること。	減給又は戒告
5	関係業者等から又は関係業者等の負担により、無償で不動産の貸付けを受けること。	停職又は減給
6	関係業者等から又は関係業者等の負担により、無償で役務の提供を受けること。	免職、停職、減給又は戒告
7	関係業者等から未公開株式を譲り受けること。	停職又は減給
8	関係業者等から供給(飲食物の提供に限る。)を受けること。(9~11を除く。)	減給又は戒告
9	遊技又はゴルフをするために要する費用を関係業者等が負担して当該関係業者等と共に遊技又はゴルフをすること。	減給又は戒告
10	海外旅行をするために要する費用を関係業者等が負担して当該関係業者等と共に海外旅行をすること。	停職、減給又は戒告
11	国内旅行をするために要する費用を関係業者等が負担して当該関係業者等と共に国内旅行をすること。	減給又は戒告
12	関係業者等と共に飲食をすること(8を除く。)	戒告
13	関係業者等と共に遊技又はゴルフをすること(9を除く。)	戒告
14	関係業者等と共に旅行をすること。	戒告
15	関係業者等に該当しない事業者等から供給接待を	減給又は戒告

	繰り返し受ける等通常一般の社交の程度を超えて 供応接待又は財産上の利益の供与を受けること。	
16	自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは 借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が 行われた場に居合わせなかった関係業者等にその 者の負担として支払わせること。	免職、停職又は減給
17	自己が行った物品若しくは不動産の購入若しくは 借受け又は役務の受領の対価を、それらの行為が 行われた場に居合わせなかった関係業者等に該当 しない事業者等にその者の負担として支払わせる こと。	減給又は戒告
18	総務部長の承認を得ずに関係業者等からの依頼に 応じて報酬を受けて講演等を行うこと。	減給又は戒告
19	自らが管理又は監督する職員が行った違反行為に 該当する行為を人事課長の指示に違反して黙認 し、又は隠蔽すること。	停職又は減給

② 交通違反行為（自転車による場合も含む）

事故の程度 違反行為 の種類	事故の程度				
	死亡	重傷	軽傷	物損	その他 無損傷
酒酔い運転	免職	免職	免職	免職	免職
酒酔い運転同乗者・飲酒ほう助	免職	免職・停職	免職・停職	免職・停職	免職・停職
酒気帯び運転	免職	免職	免職	免職・停職	免職・停職・減給
酒気帯び運転同乗者・飲酒ほう助	免職・停職	免職・停職	免職・停職・減給	停職・減給・戒告	停職・減給・戒告
無免許運転（自転車除く）	免職	免職・停職	停職	停職・減給	停職・減給
速度違反（30Km以上）	免職	免職・停職	停職・減給	減給	減給・戒告
措置義務違反 （あて逃げ・ひき逃げ）	免職	免職	停職	停職・減給	
その他の法令違反	免職・停職	停職・減給・戒告	減給・戒告		

③ その他の違反行為等

	違反行為	懲戒処分の種類
(一般サービス関係)		
欠勤	ア 正当な理由なく 10 日以内の間勤務を欠いた場合	減給又は戒告
	イ 正当な理由なく 11 日以上 20 日以内の間勤務を欠いた場合	停職又は減給

	ウ 正当な理由なく 21 日以上の間勤務を欠いた場合	免職又は停職
遅刻・早退	勤務時間の始め又は終わりに繰り返し勤務を欠いた場合	戒告
休暇の虚偽申請	病気休暇又は特別休暇について虚偽の申請をした場合	減給又は戒告
勤務態度不良	勤務時間中に職場を離脱して職務を怠り、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
職場内秩序を乱す行為	ア 他の職員に対する暴行により職場の秩序を乱した場合	停職又は減給
	イ 他の職員に対する暴言により職場の秩序を乱した場合	減給又は戒告
虚偽報告	事実をねつ造して虚偽の報告を行った場合	減給又は戒告
違法な職員団体活動等	ア 地方公務員法第 37 条第 1 項若しくは地方公営企業労働関係法第 11 条第 1 項の規定に違反して同盟罷業、怠業その他の争議行為又は地方公共団体若しくは地方公共団体の経営する企業の機関の活動能率を低下させる怠業的行為をした場合	減給又は戒告
	イ 地方公務員法第 37 条第 1 項若しくは地方公営企業労働関係法第 11 条第 1 項の規定に違反して争議行為等を企て、又は争議行為等の遂行を共謀し、そそのかし、若しくはあおった場合	免職又は停職
	ウ 地方公営企業労働関係法第 11 条第 2 項の規定に違反して作業所等の閉鎖をした場合	免職又は停職
秘密漏えい	ア 職務上知ることのできた秘密を故意に漏らし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	免職又は停職
	イ アの場合において、自己の不正な利益を図る目的で秘密を漏らした場合	免職
	ウ 具体的に命令され、又は注意喚起された情報セキュリティ対策を怠ったことにより、職務上の秘密が漏えいし、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告
政治的目的を有する文書の配布	政治的目的を有する文書を配布した場合	戒告
兼業の承認等を得る手続の怠り	営利企業の役員等の職を兼ね、若しくは自ら営利企業を営むことの承認を得る手続又は報酬を得て、営利企業以外の事業の団体の役員等を兼ね、その他事業若しくは事務に従事することの許可を得る手続を怠り、これらの兼業を行った場合	減給又は戒告
入札談合等に関与する行為	入札等により行う契約の締結に関し、その職務に反し、事業者その他の者に談合を唆した場合、事業者その他の者に予定価格等の入札等に関する秘	免職又は停職

	密を教示した場合又はその他の方法により、当該入札等の公正を害すべき行為を行った場合	
個人秘密情報の目的外収集	その職権を濫用して、専らその職務の用以外の用に供する目的で個人の秘密に属する事項が記録された文書等を収集した場合	減給又は戒告
公文書の不適正な取扱い	ア 公文書を偽造し、若しくは変造し、若しくは虚偽の公文書を作成し、又は公文書を毀棄した場合	免職又は停職
	イ 決裁文書を改ざんした場合	免職又は停職
	ウ 公文書を改ざんし、紛失し、又は誤って廃棄し、その他不適正に取り扱ったことにより、公務の運営に重大な支障を生じさせた場合	停職、減給又は戒告
セクシュアル・ハラスメント 【職員が他の職員（直接的な被害者に限らず、当該行為等により勤務環境を害される全ての職員を含む。）等を不快にさせる性的な言動（性的指向若しくは性自認に関する偏見に基づく言動を含む。）をいう。】	ア 暴行若しくは脅迫を用いてわいせつな行為をし、又は職場における上司・部下等の関係に基づく影響力を用いることにより強いて性的関係を結び若しくはわいせつな行為をした場合	免職又は停職
	イ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞、性的な内容の電話、性的な内容の手紙・電子メールの送付、身体的接触、つきまとい等の性的な言動（以下「わいせつな言辞等の性的な言動」という。）を繰り返した場合	停職又は減給 （わいせつな言辞等の性的な言動により相手が強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患した場合、免職又は停職）
	ウ 相手の意に反することを認識の上で、わいせつな言辞等の性的な言動を行った場合	減給又は戒告
パワー・ハラスメント 【職務に関する優越的な関係を背景として行われる、業務上必要かつ相当な範囲を超える言動であって、職員等に精神的若しくは身体的な苦痛を与え、職員等の人格若しくは尊厳を害し、又は職員等の勤務環境を害することをいう。】	ア パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手に著しい精神的又は身体的な苦痛を与えた場合	停職、減給又は戒告
	イ パワー・ハラスメントを行ったことについて指導、注意等を受けたにもかかわらず、パワー・ハラスメントを繰り返した場合	停職又は減給
	ウ パワー・ハラスメントを行ったことにより、相手を強度の心的ストレスの重積による精神疾患に罹患させた場合	免職、停職又は減給
（公金等公有財産扱い関係）		
横領	公金等公有財産を横領した場合	免職

窃取	公金等公有財産を窃取した場合	免職
詐取	人を欺いて公金等公有財産を交付させた場合	免職
紛失	公金等公有財産を紛失した場合	戒告
盗難	重大な過失により公金等公有財産の盗難に遭った場合	戒告
損壊	故意に職場において公有財産を損壊した場合	減給又は戒告
出火・爆発	過失により職場において公有財産の出火、爆発を引き起こした場合	戒告
給与・賃金の違法支出、不正受給	故意に法令に違反して給与・賃金を不正に支給及び故意に届出を怠り、又は虚偽の届出をするなどして給与・賃金を不正に受給した場合	減給又は戒告
処理不適正	自己保管中の公金の流用等公金又はその他公有財産の不適正な処理をした場合	減給又は戒告
コンピュータの不適正使用	職場のコンピュータをその職務に関連しない不適正な目的で使用し、公務の運営に支障を生じさせた場合	減給又は戒告
(公務外非行関係) ※公務中に犯した行為を含む。		
放火	放火をした場合	免職
殺人	人を殺した場合	免職
傷害	人の身体を傷害した場合	免職、停職又は減給
暴行・けんか	暴行を加え、又はけんかをした職員が人を傷害するに至らなかった場合	減給又は戒告
器物損壊	故意に他人の物を損壊した場合	減給又は戒告
横領	ア 自己の占有する他人の物（公金等公有財産を除く。）を横領した場合	免職又は停職
	イ 遺失物、漂流物その他占有を離れた他人の物（公金等公有財産を除く。）を横領した場合	減給又は戒告
窃盗・強盗	ア 他人の財物を窃取した場合	免職又は停職
	イ 暴行又は脅迫を用いて他人の財物を強取した場合	免職
詐欺・恐喝	人を欺いて財物を交付させ、又は人を恐喝して財物を交付させた場合	免職又は停職
賭博	ア 賭博をした場合	減給又は戒告
	イ 常習として賭博をした場合	停職
麻薬等の所持等	麻薬、大麻、あへん、覚醒剤、危険ドラッグ等の所持、使用、譲渡等をした場合	免職
酩酊による粗野な言動等	酩酊して、公共の場所や乗物において、公衆に迷惑をかけるような著しく粗野又は乱暴な言動をした場合	減給又は戒告
淫行	18歳未満の者に対して、金品その他財産上の利益を対償として供与し、又は供与することを約束して淫行をした場合	免職又は停職
痴漢行為等	痴漢行為、その他わいせつ行為におけるのぞき、	免職、停職又は

## 5 監督責任関係

### ① 指導監督不適正

部下職員が懲戒処分を受ける等した場合で、管理監督者としての指導監督に適正を欠いていた職員は、減給又は戒告とする。

### ② 非行の隠ぺい、黙認

部下職員の非違行為を知得したにもかかわらず、その事実を隠ぺいし、又は黙認した職員は、停職又は減給とする。

## 6 昇給の取扱い

戸田市職員人事評価実施要綱（以下「要綱」という。）第6条に規定する人事評価の対象期間内に戒告、減給又は停職処分を受けた職員の昇給の取扱いは、要綱第12条の規定にかかわらず、次により行うものとする。

① 戒告 2号俸以内（55歳を超える職員については、1号俸以内）

② 減給 1号俸以内（55歳を超える職員については、0）

③ 停職 0

## 7 勤勉手当の取扱い

戒告、減給又は停職処分を受けた職員の勤勉手当の成績率の取扱いは、要綱第11条の規定にかかわらず、国家公務員の専門スタッフ職俸給表及び指定職俸給表適用職員以外の職員で懲戒処分を受けた職員の成績率の取扱いに準拠する。

## 8 当事者以外の処分

飲酒運転に対する教唆者、黙認者についても、その事情によって懲戒処分を行う。

## 9 その他

この基準によりがたいものについては、その都度定めるものとする。

### 附 則

この基準は、平成12年8月22日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成17年4月26日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成18年9月22日から施行する。

### 附 則

この基準は、平成19年4月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年2月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成20年6月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成21年12月1日から施行する。

附 則

この基準は、平成29年3月7日から施行する。

附 則

この基準は、令和2年6月26日から施行する。